

**【新設】(財産及び損益の状況が連結して記載される会社等)**

18-1-2 企業グループ等の判定に当たり、最終親会社に係る企業集団に属する会社等が令第 155 条の 4 第 1 項第 1 号(企業グループ等の範囲)の「財産及び損益の状況が連結して記載される会社等」に該当するかどうかは、当該会社等に係る最終親会社の法第 82 条第 1 号イ(定義)に掲げる計算書類に係る会計処理の基準(以下 18-1-14 までにおいて「最終親会社財務会計基準」という。)に従って判定を行うのであるから、例えば、最終親会社財務会計基準において、平成 20 年 12 月 26 日付企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」(以下 18-1-29 までにおいて「連結会計基準」という。)が適用される場合には、連結会計基準により連結の範囲に含まれる会社等がこれに該当することに留意する。

(注) この場合において、次に掲げる会社等は、当該「財産及び損益の状況が連結して記載される会社等」に該当しない。

(1) 連結会計基準第 7 項(1)の更生会社、破産会社その他これらに準ずるものであって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等

(2) 平成 20 年 3 月 10 日付企業会計基準第 16 号「持分法に関する会計基準」(以下 18-1-16 までにおいて「持分法会計基準」という。)第 5 項の関連会社に該当する会社等

**【解説】**

- 1 令和 5 年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた(法 6 の 2)。
- 2 本制度の対象範囲を決定する「特定多国籍企業グループ等」とは、多国籍企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の 4 対象会計年度のうち 2 以上の対象会計年度において、その総収入金額が 7 億 5,000 万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額以上であるものその他これに準ずる一定の多国籍企業グループ等をいうこととされ(法 82 四)、対象範囲の決定に当たっては、多国籍企業グループ等の基となる企業グループ等(法 82 二)を判定することとなる。
- 3 この企業グループ等とは、次に掲げるものをいうこととされている(法 82 二、令 155 の 4)。
  - (1) 次に掲げる会社等に係る企業集団のうち、最終親会社に係るもの
    - イ 特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従って企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等

ロ イの計算書類において一定の理由により連結の範囲から除かれる会社等（その企業集団の他の会社等がその会社等に係る議決権の過半数を自己の計算において所有していることその他の事由によりその会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している場合におけるその会社等に限る。）

ハ イの計算書類が作成されていない企業集団につき、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従ってその企業集団の暦年の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類を作成するとしたならば作成されることとなる計算書類にその財産及び損益の状況が連結して記載されることとなる会社等

ニ ハの「作成されることとなる計算書類」において一定の理由により連結の範囲から除かれることとなる会社等（その企業集団の他の会社等がその会社等に係る意思決定機関を支配している場合におけるその会社等に限る。）

(2) 会社等（(1)に掲げる企業集団に属するものを除く。）のうち、その会社等の恒久的施設等の所在地国がその会社等の所在地国以外の国又は地域であるもの

4 上記3(1)イに掲げる会社等に係る企業グループ等の判定に当たり、最終親会社に係る企業集団に属する会社等が「財産及び損益の状況が連結して記載される会社等」に該当するかどうかは、最終親会社財務会計基準に従って判定を行うこととなる。

5 そこで、本通達では、最終親会社財務会計基準において、連結会計基準が適用される場合には、連結会計基準により連結の範囲に含まれる会社等が「財産及び損益の状況が連結して記載される会社等」に該当することを例示により留意的に明らかにしている。また、本通達の注書では、連結会計基準が適用される場合には、連結会計基準第7項(1)の更生会社、破産会社その他これらに準ずるものであって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等及び持分法会計基準第5項の関連会社に該当する会社等については、連結の範囲に含まれないこととされていることから、これらの会社等は「財産及び損益の状況が連結して記載される会社等」に該当しないことを明らかにしている。

6 なお、本通達は、最終親会社財務会計基準において日本基準における連結会計基準が適用される場合の取扱いを例示したものであるが、最終親会社財務会計基準において国際会計基準（IFRS）が適用される場合は、「IFRS 第10号『連結財務諸表』」の取扱いに従って判定し、米国会計基準が適用される場合は、「ASC810『連結』」の取扱いに従って判定することとなる。

7 おって、実際に連結財務諸表を作成していない企業集団であっても、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従ってその企業集団の暦年の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類を作成するとしたならば作成されることとなる計算書類にその財産及び損益の状況が連結して記載されることとなる会社等に係る企業集団のうち、最終親会社に係るものであれば、上記3(1)ハに掲げる会社等に係る企業グループ等に該当することとされているところ、上記3(1)イに掲げる会社等に係る企業グループ等と同様に、本通達の取扱いに準じて上記3(1)ハに掲げる会社等に係る企業グループ等に該当するかどうかの判定を行うこととなる。

したがって、最終親会社財務会計基準において連結会計基準が適用されることとなる場合には、連結会計基準により連結の範囲に含まれることとなる会社等が「財産及び損益の状況が連結して記載されることとなる会社等」（令 155 の 4 ①一②）に該当することとなり、また、連結会計基準第 7 項(1)の更生会社、破産会社その他これらに準ずるものであって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められることとなる会社等及び持分法会計基準第 5 項の関連会社に該当することとなる会社等は、「財産及び損益の状況が連結して記載されることとなる会社等」に該当しないこととなる。